

昭和五十三年政令第二百九十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

法律施行令

内閣は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項、第十四条、第十八条第一項、第十九条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第八条第一項、第十九条第二項において準用する同法第四十七条第二項並びに附則第二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際予備審査の請求に係る手続の補完及び手続の補正）

第一条 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「法」という。）第十四条の経済産業省令で定める事由のうち当該請求に係る国際出願の特定に関する事由として経済産業省令で定めるものがあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。この場合において、特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、法第十四条に規定する事由のうち前項に規定するもの以外のものがあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、一件につき一千四百円とする。

第三条 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる者は、次に各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。

イ 法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 一件につき十六万円

ロ 法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき十八万六千円

二 法第十八条第二項の表二の項第一欄に掲げる者

一 一件につき一万七千円

三 法第十八条第二項の表三の項第二欄に掲げる者

イ 又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額

四 法第十八条第二項の表三の項第二欄イに掲げる場合 一件につき三万四千円

ロ 法第十八条第二項の表三の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき六万九千円

五 法第十八条第二項の表三の項第二欄イに掲げる場合 一件につき六万九千円

六 法第十八条第二項の表三の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき六万九千円

七 法第十二条第三項の政令で定める金額は、次

の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た

数を乗じて得た金額とする。

一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 一万五千円

二 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 十六万八千円

三 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 四万五千円

四 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万八千円

五 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

六 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

七 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

八 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

九 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十二 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十三 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十四 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十五 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十六 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十七 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十八 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

十九 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

二十 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

二十一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

二十二 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

二十三 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

二十四 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

二十五 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万五千円

（手数料）

（手数料の軽減）

第五条 特許庁長官は、特許法施行令第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第一項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

第六条 特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

第七条 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

第八条 特許法施行令第十一条第一号及び第三号を除く。の規定は、法の規定に基づく在外者の手続に準用する。

（審査官の資格）

第九条 特許法施行令第四条の規定は、国際調査及び国際予備審査に係る審査官の資格に準用する。

（附 則）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一条、次条及び附則第三条の規定は、法第四章及び法附則第二条の規定の施行の日から施行する。

（国際予備審査の請求件数の暫定的制限）

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める期間は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期

間（前条ただし書に規定する日の属する年にあつては、その日からその日の属する年の十二月三十日までの期間）とする。

第三条 特許庁長官は、法附則第二条第二項の規定により国際予備審査の請求件数の制限に係る件数を告示した場合において、当該制限に係る期間内における国際予備審査の請求件数がその告示した件数に達したときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。

第四条 法第十八条の二の規定による手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令第十条の受領証により証明したとき又はその郵便物若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物の通信日付印により明瞭に表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。

二 出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかるらず、国際予備審査の請求をすることができる。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）、第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物の通信日付印により明瞭に表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。

三 二の政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。この政令の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

四 附 則（昭和五九年五月一五日政令第一四五号）抄

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

五 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

六 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

七 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

八 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

九 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十一 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十二 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十三 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十四 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十五 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

十六 附 則（昭和六〇年八月三〇日政令第二四五号）

（この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。）

附 則
(昭和六二年五月二十五日政令第
七四号)

この政令中第二条の規定は昭和六十二年六月一日から、第三条の規定は同年八月一日から、第一条の規定は同年十一月十五日から施行する。

二 文令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則
(平成三年三月二十五日政令第四十九号)

附則 (平成一九年八月三日政令第二三五号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 施行日前にされた第六百七十七条の規定による文書の発行に係る、国際出願等の手続に係る事務の運営を適切に実施するため、(略)

による再委託を受けた者の営業所を含む。)への差出しは、第十六条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十二号)第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行つものに限る。)への差出しとみなす。

ら第四条の規定は同年五月一日から第二十三条の規定は同年六月一日から施行する。

（平成四年六月二十五日政令第二
四号）

二の政令の施行前に、(一)国際予備審査の請求
る。

この政令の施行前にした日陽三例審査の話
については、なお従前の例による。

阿見金月方年三月二十四日政令第一号抄

る。ただし、第一条の規定は同年十二月一日から、第二十四条の規定は同年六月一日から施行

する。
附 則（平成二年三月二十四日政令第九

(施行期日) 八号抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は、同年六月一日

附 則 (平成二年六月七日政令第三一)
から施行する。

(施行期日) 一號抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日

(平成十三年一月六日)から施行する。

(施行期日) 六号抄

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法
行する。

律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第七条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第二条の規定は、この政令の施行後にする国際出願

3 新国際出願法施行令第二条第七項の規定は、手数料が施行日以後ご納付された国際出願に適用する。

3 新国際出願法施行令第二条第七項の規定は、手数料が施行日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、手数料が施行日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。